

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正後	改正前
<p>（特定事業会社の原価明細書） 第七十八条（略）</p> <p>2 第二条に規定する法令又は準則において定められている附属明細表のうち次に掲げるものは、前項に規定する明細書と同一の内容の書類に該当するものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 学校債を発行する学校法人等の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する準則（仮称）に定める事業費用明細表</p> <p>3（略）</p> <p>（特定事業を営む会社の附属明細表） 第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については作成を要しない。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 学校債を発行する学校法人等の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する準則（仮称）の適用を受ける学校法人等（私立学</p>	<p>（特定事業会社の原価明細書） 第七十八条（略）</p> <p>2 第二条に規定する法令又は準則において定められている附属明細表のうち次に掲げるものは、前項に規定する明細書と同一の内容の書類に該当するものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3（略）</p> <p>（特定事業を営む会社の附属明細表） 第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については作成を要しない。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>（新設）</p>

校法（昭和二十四法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下同じ。）については、同準則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

- イ 有形固定資産等明細表
- ロ 特定資産明細表
- ハ 有価証券明細表
- ニ 学校債明細表
- ホ 借入金等明細表
- ヘ 引当金明細表

別記

一〇二十（略）

二十一 学校設置・管理業（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に規定する証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等又は同令第一条の三の四に規定する有価証券とみなされる権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等が行う業務に限る。）

別記

一〇二十（略）

（新設）